

# Alipay+ 決済サービス加盟店規約

Alipay+ 決済サービス申込書(以下に定義する。)記載の加盟店申込者(以下「加盟店」という。)は、飛騨信用組合(以下「当組合」という。)を通じて、加盟店と利用者間の加盟店取引に係る取引代金の決済に対して Alipay+ 決済サービスを利用することに関し、本 Alipay+ 決済サービス加盟店規約(以下「本規約」という。)の内容に従います。

## 第 1 条(用語の定義)

1. 「Alipay」とは、Alipay Singapore E-Commerce Private Limited .をいう。
2. 「Alipay+アカウント」とは、Alipay 又は Alipay が認める者が個々の利用者に対して割り当てる口座をいう。
3. 「Alipay+アカウント残高」とは、Alipay 又は Alipay が認める者が Alipay+アカウントに記録される金額に相当する対価を得て、Alipay 又は Alipay が認める者の定める方法で Alipay+アカウントに記録した金銭的価値をいう。
4. 「Alipay+規約」とは、Alipay 又は Alipay が認める者が個々の利用者に対し提供する決済サービスの規約(都度の変更等を含む。)をいう。
5. 「Alipay+決済」とは、Alipay+ 決済サービスを利用した決済をいう。
6. 「Alipay+決済サービス」とは、利用者による加盟店取引に際して Alipay が加盟店を通じて利用者に提供する対面決済サービスであって、加盟店が設置する端末で利用者の Alipay+コードを読み取らせる方法又は利用者の携帯端末等で加盟店の Alipay+コードを読み取らせる方法により Alipay・利用者間決済が行われるものをいう。
7. 「Alipay+決済精算金」とは、第 13 条第 3 項に定める意味を有する。
8. 「Alipay+コード」とは、利用者が自己の携帯端末等にダウンロードしたアプリその他の Alipay が指定又は提供するソフトウェアを用いて表示される 2 次元コード及びバーコード又は加盟店に設置された Alipay が指定した 2 次元コードであって、利用者又は加盟店を識別し、加盟店取引を認証するために利用されるものをいう。
9. 「Alipay・利用者間決済」とは、利用者が加盟店取引を行った際に、対象となる商品等の代金額相当額の金銭的価値を Alipay+アカウント残高から控除すること又はこれに代わるものとして Alipay が認める決済方法をいう。
10. 「加盟店取引」とは、利用者が、加盟店より、商品等を購入し又は有償で商品等の提供を受けることをいう。
11. 「加盟店マーケティング情報」とは、加盟店に関する写真、画像、ロゴ、店舗名、企業名、住所、電話番号、営業時間、商品・サービス内容、取扱品目、クーポン、キャンペーン情報、その他加盟店に関する情報をいう。
12. 「支払通知書」とは、第 13 条第 1 項に定める意味を有する。
13. 「商品等」とは、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品又は役務をいう。
14. 「店舗等」とは、加盟店が Alipay+ 決済サービスを提供する店舗その他の施設をいう。

15. 「法令等」とは、条約、国内外の法令及び規則（地方公共団体の条例等を含む。）、関係当局等による判決（裁判上の和解その他判決と同一の効果を有するものを含む。）、決定、命令、審決、通達、指導及び要請その他の判断、並びに関係当局等の規則及び規制をいう。
16. 「利用者」とは、Alipay+規約に同意したうえで、加盟店取引を行う者（加盟店取引を行おうとする者及び既に行った者を含む。）をいう。

## 第2条(加盟店契約の成立等)

加盟店は、加盟店が当組合に提出した Alipay+ 決済サービスに係る申込書（以下「Alipay+決済サービス申込書」という。）において加盟店が当組合に対して届け出るべきものとされている事項として加盟店が当組合に届け出た情報（以下「届出情報」という。）について、当組合が Alipay+ にこれを提供することに同意する。当組合は、加盟店申込者を加盟店として登録する場合、当該申込者に対して加盟店登録を行う旨及び加盟店番号を通知するものとする。申込者に対してかかる通知がなされた時点で加盟店契約が成立するものとする。

## 第3条(Alipay+決済サービス)

1. 加盟店は、Alipay+決済を受け入れる店舗等について、あらかじめ当組合に所定の様式の書面をもって届出を行い、当組合の承認を得るものとする。店舗等の追加又は取消しについても同様とする。なお、当組合は加盟店に対し事前に書面による通知を行うことにより、店舗等の全部又は一部の Alipay+決済の受入承認の取消しを行うことができるものとする。
2. 加盟店は、利用者から Alipay+決済を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法に店舗等において Alipay+決済を行うものとする。
3. 加盟店は、提示された Alipay+コードについて加盟店の端末に無効である旨の表示がなされた場合には、当該 Alipay+コードの提示者との間で Alipay+決済を行ってはならないものとする。
4. 加盟店は、明らかに偽造又は変造と判断できる Alipay+コードを提示された場合その他明らかに不正使用と判断できる場合は Alipay+決済を行ってはならないものとし、直ちにその事実を当組合に連絡するものとする。
5. 加盟店は、自らの提供する商品代金の決済目的のためだけに、Alipay+決済サービスを使用するものとし、第三者のための使用又非商業目的での使用はできないものとする。
6. 加盟店は、Alipay+又は Alipay+が認める者が利用者向けに定める Alipay+規約の記載内容を理解し、これに従い利用者と Alipay+決済を行うものとする。
7. 加盟店は、Alipay+決済について、加盟店の端末により取引代金の入力、データの送信を行う場合は利用者に対し取引代金の確認を求め、その承認を得るものとし、利用者の携帯端末等から取引代金の入力、データの送信を行う場合は、当該利用者の携帯端末等上において Alipay+決済の完了を確認するものとする。
8. 加盟店は、名目の如何をとわず、利用者に対して Alipay+決済を行うための手数料、費用、報酬又は負担を賦課又は請求してはならない。

9. 加盟店は、システムの障害時、システムの通信時、又はシステムの保守管理に必要な時間及びその他やむを得ない場合には、Alipay+決済を行うことができないことを予め承認するものとする。
10. 加盟店が本規約に定める手続きによらず Alipay+決済を行った場合には、加盟店はその一切の責任を負うものとする。

#### **第4条(通信及び通信費)**

1. 加盟店は、加盟店の端末により Alipay+決済を行う場合は、売上に係る情報その他 Alipay+決済に必要な情報を、当組合の定める通信手段・手順等により Alipay 及び当組合の指定する送信先に送信するものとし、またネガデータ(次条において定義される。)等を受信するものとする。
2. 前項の通信に係る費用は、加盟店の負担とする。

#### **第5条(無効 Alipay+コードの取扱い)**

加盟店は、Alipay 又は当組合から特定の Alipay+コードを無効とする旨の通知を受けた場合(特定の Alipay+コードを無効とする旨のデータ(以下「ネガデータ」という。))を端末が受信した場合を含む。)、当該通知によって無効とされた Alipay+コードの提示者に対して Alipay+決済を行ってはならないものとする。また、加盟店は、無効とされた Alipay+コードについて、当組合又は Alipay の指示に従った取扱いを行うものとする。

#### **第6条(偽造及び変造された電子的情報の取扱い等)**

1. 加盟店は、加盟店の端末において受信した電子的情報が偽造若しくは変造され、又はその他の不正作出に係るものであることが判明した場合には、当組合の指定する方法により、当組合にその旨をすみやかに連絡するとともに、当該電子的情報について、当組合の指示に従った取扱いを行うものとする。
2. 加盟店は、加盟店の端末において受信した電子的情報が偽造若しくは変造され、又はその他の不正作出に係るものであることにより被った損害については、当組合に請求することができないものとする。
3. 第1項に定める場合のほか、不正に入手された Alipay+コード(利用者の携帯端末が紛失・盗難された場合等を含む)が使用された場合、又は偽造・変造された電子的情報による売上等が発生した場合に、当組合が加盟店に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めたときには、加盟店は誠実に協力するものとする。また加盟店は、当組合から指示があった場合又は加盟店が必要と判断した場合には、加盟店又は加盟店の店舗等の所在地を管轄する警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとする。

#### **第7条(商品等の引渡し及び取扱対象外商品等)**

1. 加盟店は、加盟店取引に係る Alipay+決済が行われた場合、利用者に対し、直ちに商品等を引き渡し、又は提供するものとする。

2. 加盟店は、Alipay+決済により利用者に引渡しをする商品等において、その引き渡し、提供等を複数回又は継続的に行う場合には、その引き渡し、提供方法等に関してあらかじめ書面により当組合に申し出、当組合の承認を得るものとする。
3. 加盟店は、以下に定める商品等については、Alipay+決済を行わないものとする。
  - (1) 法令等において販売又は提供することが禁止されている商品等
  - (2) 第三者の権利又は利益(財産権及び知的財産権を含むがこれらに限られない。)を侵害する商品等
  - (3) 別表「Alipay+決済サービス取り扱い対象外商品等」に掲げる商品等(なお、当組合は加盟店に対して通知することにより商品等を変更することができるものとする。)
  - (4) その他、当組合が指定し又は加盟店及び当組合が別途協議の上定めた商品等

#### 第8条(返品等の取扱い)

加盟店は、返品その他の事由により利用者との Alipay+決済の取消しを行う場合、Alipay 又は当組合が予め指定する方法及び手順等により行うものとする。但し、加盟店は、取消しの対象となる Alipay+決済について、既に Alipay が当組合に決済資金の支払を行っている場合又は既に当組合が加盟店に対して Alipay+決済精算金の支払を行っている場合には、当該 Alipay+決済の取消しを行うことができないものとする。

#### 第9条(加盟店標識類)

1. 加盟店は、Alipay+決済が利用可能であることを利用者に周知することのみを目的として、当組合が別途指定した加盟店標識(以下「加盟店標識」という。)を、店舗等の利用者の見やすいところに掲示するものとする。
2. 加盟店は、前項に基づく加盟店標識の掲示を行う場合を除き、加盟店標識、「Alipay」の商標その他 Alipay 又は Alipay+決済サービスに係る知的財産権を利用する場合には、事前に、当組合が別途指定する方法により Alipay の同意を取得するものとする。
3. 加盟店は、加盟店標識、「Alipay」の商標その他 Alipay 又は Alipay+決済サービスに係る知的財産権の利用にあたっては、Alipay が定める Alipay+商標使用ガイドラインその他の規則、ガイダンス及び指示を遵守するものとする。
4. 加盟店は、Alipay 又は当組合から交付される Alipay+コード、取扱関係書類、印刷物及び販売用具の一切(これらに含まれる一切のプログラム、コンテンツ及び情報を含むが、これらに限られない。)に関する知的財産権、所有権その他一切の権利は Alipay 若しくは当組合又はこれらに権利を許諾する第三者にすべて帰属し、著作権法、商標法、意匠法等により保護されていること、並びに加盟店がこれらについて本規約により明示的に許諾されている権利以外の何らの権利も取得するものではないことを確認する。

#### 第10条(端末等)

1. 加盟店は、加盟店の店舗に設置した Alipay+コードで Alipay+決済を行う場合、当組合が配布する Alipay+コードをもってこれを行うものとする。

2. 加盟店は、加盟店の端末により Alipay+決済を行う場合は、自己の責任と費用において、端末その他の付帯設備を事前に用意するものとする。
3. 加盟店は、前二項の Alipay+コード、端末及び関連する付帯設備について、加盟店が Alipay+決済サービスを提供するために必要な環境を自己の費用負担と責任において整備するものとする。
4. 加盟店は、第1項及び第2項の Alipay+コード、端末及び関連する付帯設備について、紛失・盗難・不具合等の事実が判明した場合には、速やかに当組合の指定する者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

#### 第11条(Alipay+決済の円滑な実施)

1. 加盟店は、第3条第10項に定めるシステム障害等の場合及び第7条第3項第3号に定める取扱対象外商品等の販売又は当該 Alipay+決済を行なうことにより本規約に違反することとなる場合を除き、正当な理由なき利用者との Alipay+決済の拒否、現金払いやクレジットカード、現金に代わって支払いが可能な金券若しくは他の電子的情報による支払手段等の利用の要求又はそれらの支払手段の利用の場合と異なる代金の請求その他 Alipay+決済によらない一般の顧客より不利な取扱いを行ってはならないものとする。
2. 加盟店は、当組合から依頼があった場合、利用者との Alipay+決済の状況等の調査に誠実に協力するものとする。
3. 加盟店は、Alipay が、Alipay+決済サービス及び加盟店の販売活動の促進のために、加盟店が保有する知的財産権を含む加盟店の販促材料、商標等を、加盟店の事前の承諾(なお、加盟店は、当該承諾を不合理に拒否できないものとする。)を得た上で、使用することを認めるものとする。
4. 加盟店は、利用者から Alipay+決済及び商品等に関し、苦情又は相談を受けた場合等には、速やかに当組合に連絡をする。加盟店と利用者との間において紛議が生じた場合には、当組合の責めに帰すべき場合を除き、加盟店は、自己の費用と責任をもって対処し解決することとする。

#### 第12条(加盟店のその他の義務等)

1. 加盟店は、本規約に定める義務等を自己の従業員その他自己の業務を行う者に遵守させるものとする。当組合は、加盟店の従業員その他加盟店の業務を行う者が、Alipay+決済に関連して行った行為及び加盟店の従業員その他加盟店の業務を行う者の果たすべき義務を、全て加盟店の行為及び義務とみなすことができるものとする。
2. 加盟店は、当組合に対して、別紙「加盟店による表明及び保証」に定める事項が、加盟店の Alipay+決済サービス申込書提出日において真実かつ正確であることを表明及び保証するものとし、かつ、当該事項が、本規約の有効期間中においても真実かつ正確となることを妨げる行為(作為のほか、不作為を含む。)を行わない。
3. 加盟店は、当組合から Alipay+決済に関する資料を提出するよう請求があった場合には、すみやかにその資料を当組合の指定する様式により提出するものとする。

4. 加盟店は、Alipay+決済サービスを利用した商品等の取引に係る記録を、当該取引を行った日から5年間、保存しておくものとする。
5. 加盟店は、Alipay+決済サービスに関するコンピュータシステムの円滑な運営及び、Alipay+決済サービスの普及向上に協力するものとする。また加盟店は、当組合よりAlipay+決済サービスの利用促進に係る掲示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとする。
6. 当組合又は Alipay は、Alipay+決済サービスの利用促進等のために、店舗等の名称及び所在地、加盟店マーケティング情報等を使用、アクセス、保管、複製、出版、掲載、配付、修正、他の情報と集約、分析、送信等することができるものとする。加盟店はこれらの使用、アクセス、保管、複製、出版、掲載、配付、修正、他の情報と集約、分析、送信等及び利用者による加盟店マーケティング情報へのアクセス又は閲覧をあらかじめ異議なく承諾するものとする。
7. 加盟店は、加盟店マーケティング情報を完全、正確かつ最新の状態を保持することを確保するために必要な措置を講じるものとし、加盟店マーケティング情報に変更が生じた場合、当組合が別途指定する方法により、速やかに当組合へ報告するものとする。
8. 加盟店は、Alipay+決済に関する情報、加盟店標識等を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、また、これを第三者に使用させてはならないものとする。
9. 加盟店は、当組合が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとする。
10. 加盟店は、加盟店が取り扱う商品等に係る加盟店取引に関して加盟店に適用される法令等並びに当組合が加盟店に別途通知する事項(当組合と Alipay との契約に基づく遵守事項を含むがこれに限られない。)を遵守するとともに、店舗等又は加盟店の従業員、その他加盟店の業務を行う者に遵守させるものとする。
11. 加盟店の責めに帰すべき事由に基づき本規約に基づく加盟店の義務に違反があったことにより、当組合又は Alipay に損害が生じた場合には、当該損害を負った者に対して、当該損害を賠償する。

### **第13条(売上金額、手数料、Alipay+決済精算金の支払い)**

1. 当組合は、加盟店に対して Alipay+決済に関する取引明細が閲覧、出力可能なシステム(以下「アリペイ加盟店 WEB システム」という。)を提供するものとし、支払通知書等は発行しない。
2. 加盟店は、当組合に対し、当組合が別途定めるところに従い、加盟店手数料として別に定める金額を支払うものとする。当組合は、経済情勢、社会情勢の変化、加盟店の信用状態の変動その他の事情を勘案して加盟店手数料を改定することができる。この場合、改定日の1ヶ月前までにその内容を通知又は公表する。
3. 当組合は、加盟店が計上した Alipay+決済に関する売上金額をあらかじめ、当組合が別途定める締切日・支払日に従い、1件ごとの売上金額から加盟店手数料を差し引いた金額(以下「Alipay+決済精算金」という。)の合計金額を加盟店が指定する預金口座へ振込み

により支払うものとする。なお、当該支払日が金融機関休業日の場合には、原則、翌営業日に支払うものとする。

#### **第 14 条(売上金額の確認)**

1. 加盟店は、前条の規定により、当組合が Alipay+ 決済精算金の入金を行った際には、アリペイ加盟店 WEB システムで前回締切日の翌日から今回締切日までの期間の Alipay+ 決済精算金を集計し確認するものとする。但し、当該入金の日から 30 日以内に、加盟店から当組合に連絡がない場合には、当組合は加盟店が当該取引を異議なく承認したものとみなすことができる。
2. 加盟店は、Alipay+ 決済に関する売上金額の明細について、アリペイ加盟店 WEB システムの保有期間を超えるものについては、加盟店契約の終了まで、加盟店の責任において保管するものとする。

#### **第 15 条(Alipay+ 決済精算金の支払いの取消し及び留保)**

1. 当組合は、加盟店が以下のいずれかの事由に該当する場合、当該 Alipay+ 決済に係る Alipay+ 決済精算金の支払いの義務を負わないものとする。
  - (1) 第 3 条に違反して Alipay+ 決済を行った場合
  - (2) 第 7 条第 3 項に違反して Alipay+ 決済を行った場合
  - (3) 明らかな不正使用に対して Alipay+ 決済を行った場合
  - (4) その他加盟店が本規約に違反した場合
2. 当組合が、加盟店に対し前項各号のいずれかに該当する Alipay+ 決済に係る Alipay+ 決済精算金を支払った後に、前項各号のいずれかの事由に加盟店が該当することが判明した場合には、加盟店は当組合と協議の上当組合の指定する方法により、当組合が指定する期限までに、当組合に対し当該 Alipay+ 決済精算金を返還するものとする。なお、加盟店が当該 Alipay+ 決済精算金を返還しない場合には、当組合は、当該 Alipay+ 決済精算金相当額について、次回以降支払うべき加盟店に対する Alipay+ 決済精算金から差し引くことができるものとする。当組合は、加盟店が当組合が指定した期限までに Alipay+ 決済精算金の返還を行わない場合、加盟店に対し、年利 14.6% の遅延損害金を請求する場合があり、この場合、加盟店は当該遅延損害金を支払う義務を負う。この場合の計算方法は年 365 日の日割り計算とする。
3. 当組合が、加盟店について第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当する可能性があるとして認められた場合には、当組合は、調査が完了するまで、当該 Alipay+ 決済に係る Alipay+ 決済精算金の支払いを留保することができるものとし、当組合は当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとする。
4. 前項の調査開始より 30 日を経過した場合において、第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当する可能性があるとして加盟店当組合協議の上認められた場合には、当組合は Alipay+ 決済精算金の支払い義務を負わないものとする。なおこの場合においても加盟店及び当組合は調査を続けることができるものとする。

5. 前項後段の規定により引き続き調査を行ったときで、当該調査が完了し、当組合が当該 Alipay+ 決済に係る Alipay+ 決済精算金の支払いを相当と認めた場合には、当組合は当該 Alipay+ 決済精算金を支払うものとする。但し、当組合は当該期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとする。

#### **第 16 条(業務委託)**

加盟店は、Alipay+ 決済サービスに関するデータの授受その他 Alipay+ 決済サービスに関するコンピュータシステムの円滑な運用に必要と認められる業務を、当組合が第三者に委託する場合があることを予め承諾するものとする。

#### **第 17 条(Alipay+ 決済サービスの停止)**

1. 当組合は、加盟店が以下のいずれかに該当する場合、当該加盟店に係る Alipay+ 決済サービスを停止することができる。この場合、当組合は、これにより加盟店に損害等が生じた場合であっても責任を負わず、当該停止期間中の加盟店手数料を返還する義務及び遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。
  - (1) 第 15 条第 1 項に該当した場合又は該当する可能性があるとき
  - (2) 利用者から当該加盟店の Alipay+ 決済及び商品等に関し、苦情、相談が頻繁に発生するなど、Alipay 若しくは Alipay+ 決済サービス又は当組合の信用を失墜するおそれがあると当組合が判断したとき
  - (3) Alipay+ 決済清算金支払いの取消しが 3 回連続して発生し、又は 1 ヶ月のうちに 10 回以上発生したとき
  - (4) 当組合と Alipay との間の Alipay+ サービス契約に基づき、Alipay が当組合に対する Alipay+ 決済サービスを停止したとき
2. 当組合は、前項の場合、必要に応じて加盟店に是正措置を求めることができるものとし、加盟店はこれに応じるものとする。

#### **第 18 条(当組合及び Alipay の責任)**

1. 当組合及び Alipay は、Alipay+ 決済サービスを利用して販売又は提供される商品等に関する一切の事項について何ら責任を負わない。
2. 当組合及び Alipay は、Alipay+ 決済サービスに関して、加盟店と利用者その他の第三者との間で発生した一切の苦情、紛議、紛争その他の問題について関知しない。
3. Alipay+ 決済サービスの利用に関連して加盟店が法令等に違反した場合でも、当組合及び Alipay は一切責任を負わない。
4. 当組合及び Alipay は、いかなる場合においても、Alipay+ 決済サービスに起因し又は関連して加盟店に生じた逸失利益、間接損害、結果損害、付随損害及び特別損害について一切責任を負わない。



5. Alipay は、Alipay+ 決済サービスに起因し又は関連して生じた加盟店の損害のうち、加盟店の使用する端末及び付帯設備の不具合等に起因して生じた損害については、一切責任を負わない。
6. 当組合は、Alipay+ 決済サービスに起因し又は関連して生じた加盟店の損害のうち、Alipay+ 決済サービスを行うための当組合の加盟店管理に係るシステムに起因するものであって、かつ、当組合の責めに帰すべき事由によるものである場合に限り、責任を負うものとする。但し、その場合においても、当組合の加盟店に対する損害賠償額は、それぞれ、加盟店が当組合に対して過去 3 ヶ月に支払った第 13 条第 2 項に定められる加盟店手数料相当額を上限とする。

### 第 19 条(法令等との抵触)

1. 本規約上の一切の規定は、加盟店及び当組合に対して、適用ある法令等に反する作為又は不作為を求めるものではなく、法令等の制定、改正、廃止等(以下「法令等改正」という。)により、本規約上の規定と法令等との間に齟齬が生じる場合には、法令等が優先する。
2. 前項の場合、本規約上の規定は、法令等に反しない範囲においてのみ有効であるものとする。
3. 法令等に適合させるために本規約に定める規定の追加又は変更が必要であるときは、加盟店及び当組合は、相互に誠実に協議を行い、当該規定の追加又は変更を行うものとする。

### 第 20 条(守秘義務)

1. 加盟店及び当組合は、以下の各号の場合を除き、本規約の履行に際して知り得た相手方(加盟店については Alipay も相手方に含む。以下本条において同じ。)の一切の情報、端末及び付帯設備の規格等事業に関する情報、利用者の Alipay+コードに関する情報(利用者の Alipay+アカウント等に関する情報も含む。)及び手数料率を含む Alipay+ 決済サービスに関する営業上の機密(以下「秘密情報」という。)を、本規約上の権利の行使若しくは義務の履行以外の目的のために利用したり、又は第三者に開示したり、若しくは漏洩したりしてはならないものとする。
  - (1) 公的機関等から法令等に基づく開示要求を受けた場合
  - (2) 相手方の書面による事前の承諾を得た場合
  - (3) 法律上の義務として開示、提出等をしなければならない場合
  - (4) 当組合が Alipay+ 決済サービスに関するシステムの運用に際して開示、提出等しなければならない場合
2. 加盟店は、加盟店契約が終了した場合、当組合が要求した場合、又は秘密情報が不要になった場合には、当組合の指示に従い直ちに秘密情報を返却又は廃棄若しくは消去するものとする。なお、廃棄又は消去する場合には、復元不可能な態様にてこれを行うものとする。
3. 本条は、加盟店契約の終了後も有効に存続するものとする。

## 第 21 条(当組合による個人情報等の取扱い)

1. 加盟店及び当組合は、利用者の個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいう。以下同じ。)及び Alipay+決済サービスに関する情報(利用者の氏名、住所、商品等発送先住所、商品等の名称、数量、価格その他の Alipay+決済サービスに関する一切の情報をいう。)を加盟店及び当組合がそれぞれ取得し、管理することを相互に確認するものとする。
2. 当組合は、当組合が加盟店から取得した個人情報等(個人情報並びにメールアドレス、通信ログ及びクッキー情報等をいう。以下同じ。)に関し、別途定める個人情報保護宣言、個人データの安全管理措置に関する指針、個人情報漏洩事故対応マニュアル、個人情報保護規程、個人情報取扱要領及び顧客データ保護マニュアル等に基づき、適切に取り扱うものとする。
3. 加盟店は、当組合が Alipay+決済サービスに関するアカウント情報、残高情報その他の情報の管理業務を委託する相手方に対し、当組合が、必要な措置を講じたうえで、加盟店から取得した個人情報等を委託先に提供し、委託先が委託の範囲内で利用することについて同意するものとする。
4. 加盟店は、Alipay+決済サービスに関し、個人情報等の取扱いが生じる場合、個人情報の保護に関する法律及び所管官庁のガイドラインに従うとともに、善良な管理者の注意をもって適切に取り扱うものとし、不正アクセス、不正利用などの防止に努めるものとする。
5. 加盟店は、加盟店から利用者の個人情報等又は第 1 項に定める Alipay+決済サービスに関する情報が第三者に漏えい等した場合、自らの費用と責任でこれに対処するものとする。

## 第 22 条(地位の譲渡等)

加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないこととする。また加盟店は、当組合に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないこととする。但し、当組合は、加盟店へ 3 か月前までに文書で通知のうえ、本規約上の地位及びこれに基づく権利義務の全部、又は一部を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとする。

## 第 23 条(本規約の有効期間)

1. 本規約の有効期間は、Alipay+決済サービス申込書に記載された開始日から 1 年間とする。なお、期間満了の 3 か月前までに、加盟店及び当組合いずれも相手方に対する書面通知をもって異議を申し出ないときは更に 1 年を更新し、以後もこの例によるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、当組合と Alipay との間の Alipay+決済サービス契約が終了した場合、同時に本規約も終了する。

## 第 24 条(本規約の変更)

1. 当組合は、当組合と Alipay との間の Alipay+決済サービス契約が変更される場合その他当組合において Alipay+決済サービスの提供を継続するために合理的に必要と判断する場合には、加盟店に対して、3 週間以上前に書面をもって通知(以下「規約変更通知」という。)することにより、本規約(加盟店に関する事項を含む。)を変更することができる。

2. 前項に基づく本規約の変更は、規約変更通知が加盟店に到達した後、1 か月間の経過により、効力が生ずるものとする。

#### 第 25 条(加盟店契約の任意解約)

1. 加盟店又は当組合は、本規約の有効期間中、何時でも 3 か月以上前に書面をもって通知することにより本規約を解約することができるものとする。
2. 加盟店又は当組合は、法令等改正の結果、法令等の遵守に要する費用又は負担が著しく増加することとなる場合には、何時でも 1 週間前に書面をもって通知することにより本規約を解約することができるものとする。
3. 加盟店は、第 24 条に基づく本規約の変更には異議がある場合には、当組合に対して、規約変更通知が加盟店に到達した後、1 週間以内に書面をもって通知することにより、本規約を解約することができる。
4. 本条に基づき本規約が解約される場合においては、加盟店又は当組合は、相手方に対して当該解約に係る費用補償又は損害賠償を一切請求できないものとする。

#### 第 26 条(加盟店契約の解除)

前条にかかわらず、加盟店が以下の事項に該当する場合、当組合は加盟店に対し催告することなく直ちに加盟店契約の全部又は一部を解除できるものとし、かつ、その場合当組合に生じた損害を加盟店は賠償するものとする。

- (1) 届出情報その他当組合への届出の内容に虚偽があったとき
- (2) 第 15 条第 2 項に基づく Alipay+ 決済精算金の返還を怠ったとき
- (3) 第 17 条第 1 項各号に該当し、当該事実が軽微でないと当組合が判断したとき
- (4) 第 19 条第 3 項に基づく協議に応じないとき
- (5) 前 4 号のほか本規約に違反したとき
- (6) 自ら振り出した手形・小切手が不渡りになったとき、及びその他支払い停止となったとき
- (7) 差押え・仮差押え・仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申し立てを受けたとき又はこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
- (8) 前 2 号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当組合が判断したとき
- (9) 他のクレジットカード会社その他の決済事業者との取引にかかわる場合も含めて、信用販売制度又は前払式支払手段制度を悪用していると当組合が判断したとき
- (10) 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反すると当組合が判断したとき
- (11) 架空の売上債権に係る売上金額の支払い請求、その他加盟店が不正な行為を行なったと当組合が判断したとき
- (12) 加盟店が当組合の信用を失墜させる行為を行ったと当組合が判断したとき
- (13) その他本規約の内容による加盟店として不適当と当組合が判断したとき

## 第 27 条(加盟店への通知等)

1. 加盟店に対する通知は、あらかじめ加盟店が当組合に対して当組合所定の方法により届け出た宛先に、郵便、ファックス又は電子メールにより送付又は送信することによって行うものとする。
2. 加盟店は、第 2 条に規定する届出情報その他当組合に申し出た事項について変更が生ずる場合は、変更予定日の 3 週間前までに、当組合所定の方法により当組合に届け出る。加盟店契約締結後、加盟店が利用者に対して提供する商品等の内容又は店舗等の内容(但し、サイト構成等の軽微な変更は除く。)を変更しようとするときには、当組合所定の方法によりこれを届け出た上で、当組合の承認を受けるものとする。
3. 前項に規定する届出が遅延したこと又はかかる届出が行われないことにより、当組合からの通知又はその他送付書類、第 13 条第 3 項に規定する振込が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとし、これにより加盟店に損害が発生した場合であっても、当組合は一切責任を負わないものとする。

## 第 28 条(本規約終了後の処理)

1. 本規約の有効期間の満了、第 24 条に基づく任意解約又は第 25 条に基づく加盟店契約の解除により本規約が終了した場合でも、加盟店契約終了日までに行われた Alipay+ 決済の効力は有効に存続するものとし、加盟店及び当組合は、当該 Alipay+ 決済に係る処理を本規約に従い行うものとする。但し、加盟店と当組合が別途合意をした場合はこの限りではないものとする。
2. 加盟店は、本規約が終了した場合には、直ちに加盟店の負担において全ての加盟店標識をとりはずすとともに、Alipay 又は当組合から交付されていた Alipay+コード、取扱関係書類、印刷物及び販売用具の一切をすみやかにそれぞれ Alipay、当組合に返却するものとする。

## 第 29 条(準拠法)

本規約及び Alipay+ 決済サービスに関して締結した加盟店と当組合との諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとする。

## 第 30 条(合意管轄裁判所)

本規約及び Alipay+ 決済サービスに関して締結した加盟店と当組合との諸契約に関する一切の紛争は、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第 31 条(優先関係)

Alipay+ 決済サービス申込書において本規約と異なる定めがある場合には、Alipay+ 決済サービス申込書の定めが優先的に適用されるものとする。

### 第 32 条(本規約に定めのない事項)

本規約に明示されていない事項等については、加盟店及び当組合が誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

### 第 33 条(Alipay 決済サービスからの移行)

1. 当組合との間で締結されている加盟店契約を構成する Alipay 決済サービス加盟店規約（その後の変更を含み、以下「旧加盟店規約」という。）は、本規約に変更されるものとし、かかる変更により、旧加盟店規約上の「加盟店」及び「Alipay 決済サービス申込書」は、それぞれ本規約上の「加盟店」及び「Alipay 決済サービス申込書」に含まれるものとする。
2. 前項に基づく規約の変更は、本規約の内容を記載した通知が旧加盟店規約上の加盟店に到達した後、1 か月間の経過により、効力が生ずるものとする。

(以下本頁余白)

別表(Alipay 決済サービス取り扱い対象外商品等)

## Alipay + 決済サービス取り扱い対象外商品等

1	Illegal political audio visual products and publications	違法な政治的視聴製品と出版物
2	Illegal political program channels	違法な政治プログラム・視聴番組
3	State secret documents and information	国家機密書類・情報
4	Pornographic and vulgar audio visual products, channels and publications	ポルノ及びわいせつな視聴製品、視聴番組、出版物
5	Pornographic and vulgar erotic services	ポルノ及びわいせつな性的サービス
6	Gambling devices and accessories	ギャンブル機器及び付属品
7	Lottery	くじ(宝くじ、富くじなど)
8	Gambling service	ギャンブルサービス
9	Narcotics, Narcotics-related paraphernalia or tools specifically intended for the production of narcotics	麻薬、麻薬関係用具又は麻薬を製造するための用具
10	Weapons of all types (including daggers, firearms and accessories), replica weapons, ammunitions and explosives)	あらゆるタイプの兵器(短剣、銃器及び付属品、複製兵器、弾薬、爆発物を含む)
11	Military or police equipment	軍用又は警察用機器
12	Illegally obtained proceeds or properties as result of crime	犯罪により不正に取得した金品等
13	Flammable or Poisonous or hazardous chemicals	可燃性・有毒・有害化学物質
14	Batons and electric batons	警棒及び電気警棒
15	Lock picking tools and accessories	鍵ピッキングツール及び付属品
16	Anesthetic, psychotropic or prescription medicine, illegal unregistered medicine	麻酔薬、向精神薬又は処方箋薬、違法な未承認薬
17	Fetal gender determination	胎児の性別判定
18	Aphrodisiac	催淫薬
19	Online sale of medical services, including medical consulting, hypnotherapy, plastic surgery	医療コンサルティング、睡眠療法、形成外科などの医療サービスのオンライン販売
20	Hacking services or accessories	ハッキングサービス又は付属品
21	Malwares	マルウェア
22	Illegal publication of certificates or carving of stamps	偽造若しくは変造された有価証券、公正証書、免許証、旅券、印鑑等
23	Crowd funding	クラウドファンディング
24	Video chatting services	ビデオチャットサービス
25	All religious websites, publication or accessories	すべての宗教的なウェブサイト、出版物又は付属品
26	Online cemeteries and ancestor worshipping	オンライン墓地と祖先の礼拝

27	Sales of personal information (e.g. identity card information)	個人情報(IDカード等)の販売
28	Espionage equipment and accessories	諜報装置及び付属品
29	Services or products that infringe on personal privacy (e.g. online activity monitoring)	個人のプライバシーを侵害するサービスや製品(オンライン活動監視など)
30	Pyramid schemes and multi-level marketing	ピラミッド・スキームとマルチ式マーケティング
31	Gold investment	金投資
32	Cash disbursement from credit funding sources (e.g. credit cards)	クレジットカード等の信用供給先からの現金支出
33	Counterfeit currency	偽造通貨
34	Illegal sale of financial information (e.g. bank accounts, bank cards)	財務情報(銀行口座、銀行カード等)の不正販売
35	Stock and securities	株式及び有価証券
36	Mutual Funds	投資信託
37	Insurance products and platforms	保険商品・プラットフォーム
38	Financial products and services	金融商品・サービス
39	Rebate or cashback services	リベート又はキャッシュバックサービス
40	Software or products related to trading of financial products and information	金融商品及び情報の取引に係るソフトウェア又は商品(例えば、FX自動取引システムなど)
41	Single-purpose prepaid cards (including gift cards and other stored value cards)	プリペイドカード(ギフトカード、切手、印紙、回数券、その他の有価カード等)
42	Illegal or un-registered fund-raising or financial activities	不正・未登録の募金又は財務活動
43	Foreign exchange services	外貨両替サービス
44	Peer to peer (P2P) lending services	ピアツーピア(P2P)融資サービス
45	Payment by instalments service	分割払いサービスによるペイメント
46	Trading in invoices issued within the Peoples' Republic of China	中華人民共和国内で発行される請求書の取引
47	Trading or sale of virtual currencies (e.g. Bitcoin, Litecoin)	仮想通貨(例えば、ビットコイン、ライトコイン)の取引又は売買
48	Satellites and antennas	衛星アンテナ
49	Archaeological and cultural relics	考古学・文化遺跡
50	Trading or distribution of currency (both RMB and foreign currencies)	通貨(人民元と外貨の両方)の取引又は流通
51	Counterfeit or replica food products	偽造食品又はレプリカ食品
52	Online sale of tobaccos and cigarettes	インターネットを利用したたばこ・シガレット販売
53	Fireworks and firecrackers	花火と爆竹
54	Crude oil	原油
55	Human organs or body parts	人の臓器又は体の部位
56	Surrogacy services	代理母業務
57	Services to facilitate plagiarism and examination fraud	盗用及び検査不正の促進に関する業務
58	Protected species	保護種(絶滅危惧種・国際保護動植物)
59	Smuggled goods	密輸品
60	Sales of distribution of event tickets without license (e.g. Olympic Games or World Expo tickets)	オリンピック競技大会や万国博覧会チケットなど、ライセンスなく行われるイベントチケットの販売
61	Seeds	種子

62	Real estate	不動産
63	Charitable organizations	慈善団体などへの寄付
64	Auction sites and services	オークションサイトとサービス
65	Pawn services	質サービス
66	Lucky draws	景品くじ
67	Sale of animals, plants or products with contagious and hazardous diseases	伝染性疾患及び危険性のある動物、植物又は製品の販売
68	Sale of animals, plants or products originating from areas declared with an epidemic outbreak of contagious diseases	伝染性疾患の流行地域を原産地とする動物、植物又は製品の販売
69	Services or products facilitating unlawful public gathering	不正な公衆での集会を助長する役務又は製品
70	Pornographic or obscene materials	ポルノやわいせつ物
71	Escort services / erotic services	エスコートサービス又はエロティックサービス
72	Toxic drugs	毒物
73	Any products or services using child labour	児童労働を利用するあらゆる製品又はサービス
74	Counterfeit goods, goods infringing on third party intellectual property rights	模倣品、第三者の知的財産権を侵害する物品
75	Products designed to circumvent copyright protection techniques or otherwise facilitate the unlicensed use of copyrighted materials	著作権保護技術を回避するか、又は著作権で保護されたコンテンツの無許可での使用を容易にするように設計された製品

当該リストは随時 Alipay によってアップデートされます。



## 別紙(加盟店による表明及び保証)

### 加盟店による表明及び保証

1. (1) 加盟店は、その設立準拠法に基づき適法に設立され、有効に存続している法人、又は個人事業主である。  
(2) 加盟店は、現在営んでいる事業について、当該事業を行う全ての法域において、必要な登録等を行っている。  
(3) 加盟店は、現在営んでいる事業を行うために必要である許認可等を、当該事業を行う全ての法域において、適法かつ有効に取得又は履践し、かつ維持している。  
(4) 加盟店は、本規約の締結、本規約に基づく義務の履行又は本規約において想定されている取引の実行のために必要とされる、完全な能力及び権限を有している。  
(5) 加盟店による本規約の締結、本規約に基づく義務の履行又は本規約において想定されている取引の実行は、加盟店の事業の目的の範囲内の行為であり、加盟店は、第三者の使者又は代理人として行動するものではない。
2. 本規約は、加盟店によって適法かつ有効に締結されることにより、加盟店の適法、有効かつ法的拘束力のある債務を構成し、その各条項に従い加盟店に対して強制執行が可能である。本規約に明示的に規定されている場合を除き、本規約の締結及び本規約に基づく義務の履行にあたって、いかなる政府、行政機関その他第三者の同意も必要とされない。
3. 加盟店による本規約の締結又は本規約に基づく義務の履行は、(i)適用ある法令等、許認可等、関係当局等の判断等に違反するものではなく、(ii)加盟店の定款その他の社内規則に違反するものではなく、かつ、(iii)加盟店が当事者となっている契約等に違反(但し、軽微な違反を除く。)するものではない。
4. 加盟店による本規約の締結又は本規約に基づく義務の履行を妨げる効果を有する裁判又は行政手続は係属していない。
5. 加盟店は、適用ある法令等に従って、その事業を行うとともに、本規約に基づく役務の提供を行う。
6. 加盟店は、現在、次のいずれにも該当しておらず、かつ、将来にわたっても該当しない。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係の役員・従業員
  - (5) 総会屋等
  - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
  - (7) 特殊知能暴力集団等
  - (8) 暴力団員が経営を支配すると認められる関係を有すること

- (9) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (10) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
  - (11) 暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者
  - (12) 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪(以下「犯罪」という。)に該当する罪を犯したもの
  - (13) 本項第1号から第12号の共生者又はその他これらに準ずる者
7. 加盟店は、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行わない。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
  - (5) 犯罪に該当する罪に該当する行為
  - (6) その他本項第1号から第5号に準ずる行為